

公益社団法人東京都栄養士会
栄養ケア・ステーション 運営規程

1. 目的

公益社団法人東京都栄養士会（以下「本会」という）は、公益法人として都民の健康保持増進、生活習慣病予防、介護予防及び、会員の活動を支援するため、本会に東京都栄養士会栄養ケア・ステーション（以下、「本会栄養ケア・ステーション」という）を設置する。

- （１）本会栄養ケア・ステーションの運営を行うために、栄養ケア・ステーション部会（以下、本部会）を置く。
- （２）本部会は、栄養ケア・ステーションの効果的、効率的な運営を行うことを目的とし、事業を運営する。
- （３）自治体、民間企業及び地域の関連団体等と連携し、事業を推進する。
- （４）認定栄養ケア・ステーションの設立を推進する。

2. 事業

栄養ケア・ステーション事業は、以下に掲げるものとする。

- （１）公益事業（「都民に対する栄養支援を行う」）
- （２）自主事業（「栄養の指導」を受ける本人から、業務を請ける形態）
- （３）受託事業（医療機関その他から、第三者の「栄養の指導」を実施する業務を請ける形態）
栄養教室、健康教室、料理教室、献立業務（献立作成、栄養量計算等）など、管理栄養士・栄養士を必要とする受託業務。
- （４）支援事業（医療機関や他団体等と管理栄養士・栄養士との間の雇用関係の円滑な運用を支援する形態）医療機関や他団体等への管理栄養士・栄養士の紹介・支援。
- （５）人材育成研修
栄養ケア・ステーション人材育成講座等を実施し、本会栄養ケア・ステーションに登録している管理栄養士・栄養士のスキルアップを行う。
- （６）食生活指導
食生活に関する質問等への対応。

3. 組織

- （１）本部会の委員は、公益社団法人東京都栄養士会各職域事業部の企画運営委員より選出する。また、部長が指名する者を本部会の委員とすることができる。
- （２）本部会に、部長１名、副部長２名を置くものとする。部長は、公益社団法人東京都栄養士会理事会で定める。副部長は、委員の互選により定める。
- （３）栄養ケア・ステーション部長は、業務統括者として栄養ケア・ステーションを管理運営する。

4. 運営

- （１）本委員会の開催は、部長、副部長が定める日に開催する。
- （２）本会栄養ケア・ステーションには、コーディネーター（管理栄養士）を置く。
コーディネーターは、栄養ケア・ステーション事業の円滑な運営に務める。

また、本部会に出席することができる。

（３）委員会の議事録を作成し、保管する。

５．登録

本会栄養ケア・ステーションへの登録は、下記を満たすこと。

- （１）管理栄養士もしくは栄養士の免許を有すること。
- （２）栄養士業務に関して、１年以上の経験を有すること。
- （３）生涯教育講習（研修）会の受講経験を有すること。（主催する職域は問わない）
- （４）（公社）日本栄養士会から認定を受け東京都に拠点を置く「認定栄養ケア・ステーション」に届け出ている管理栄養士・栄養士は、本会栄養ケア・ステーションにも登録される。
- （５）本会栄養ケア・ステーションに登録されている管理栄養士・栄養士は、本事業の目的を遵守し、社会保障制度等を損なうことのないように努めなければならない。また、個人情報の取り扱いに関しては、別に定める公益社団法人東京都栄養士会特定個人情報取扱規程を遵守すること。

６．報酬

本会栄養ケア・ステーションの登録管理栄養士・栄養士が上記業務を請負う場合、これによる報酬を受けとることができる。栄養ケア・ステーション事業の報酬は、別に定め、理事会に諮るものとする。

７．研修

本会栄養ケア・ステーションに登録される管理栄養士・栄養士は、資質向上を図るため講習会や学会等に積極的に参加し自己研鑽に努める。

８．報告

事業終了後、担当管理栄養士・栄養士は報告書を所定の様式にて、概ね１週間以内に本会栄養ケア・ステーションに提出する。担当管理栄養士・栄養士への報酬は、報告書の提出をもって支払うものとする。

９．その他

この規程を改廃もしくは変更する際には、理事会の承認を得なければならない。

付記 本規程は令和４年１１月１５日より施行する。

改正 令和４年１１月１５日

令和２年３月２５日

平成３０年５月８日

平成２８年９月２０日

平成２２年５月１１日

平成２０年７月１５日

平成１８年９月１１日